

「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ 活動の経緯と現地検討会

龍谷大学法学部・教授 里山学研究センター・センター長
牛尾 洋也

1 活動の経緯

戦後の拡大造林政策により、スギ・ヒノキ等の人工林の資源が急速に拡大し、森林資源は飛躍的に量的拡大を果たしたが、他方で単一樹種、同一樹齢の森林の増加による生物多様性の減少や、外材輸入自由化後、日本の林業は植林・保育・集積・加工・流通・消費といった一貫した産業政策を欠いたことなどにより、所有者不明問題や放置林など管理放棄が進み、日本の将来に向けた持続可能な林業のあり方が問われている。

その中で、2017（平成29）年12月に、第10回ローカルサミットが東近江市で開催され、第5分科会の「鈴鹿の森おこし」では、林業関係者だけでなく生態学、登山や木工など幅広いメンバーの参加のもと、地域の特色を活かした鈴鹿の100年の森づくりの方策について話し合われた。

その中から、標記のワーキンググループが発足し、次の二つの活動を進めることとなった。第一に、「（仮称）東近江市・100年の森づくりビジョン」の策定に向けて、①ローカルな視点で森林・林業を考えること、②100年先の未来を見据えたビジョンづくりをすること、③これらの作業は「自分ごと」としてとらえ、プロセスを重視し柔軟な対応を図ること、④森・里・川・湖のつながりを活かした森づくりに取り組むこと、⑤木材生産だけでなく、エコツーリズムや観光、健康福祉、教育などの新たな価値を付加した新ビジネスとしての成長を見据え、森林・林業+X（エックス）を考えることが、課題とされた。

第二は、「鈴鹿の森おこし」の推進活動であり、①あらゆる場面に木を使うプロジェクトでは、公共施設や住宅のみならず家具や玩具などでも活用を広げ、生産から加工、流通、販売に至るまでの仕組みを構築することが課題であり、②東近江市らしい新たな森づくりプロジェクトでは、木材生産だけでなく、広葉樹林の積極的な活用、歴史や文化資源を活用したエコツーリズムなどの価値を高める森林づくりを展開することが課題である。

こうした活動は発足して1年となるが、各種会議以外に様々な活動を行っている。その取り組みの一つについて、以下、報告をする。

2 現地検討会

日時：2018年12月12日 13：00～17：00

視察場所・テーマ

- ：①東近江市立中野むくのき幼児園⇒地元産材による木質公共施設整備
 ②滋賀県森林組合連合会木材流通センター⇒県産材の集積・仕分け・販売
 ③綿向生産森林組合⇒森林認証取得、登山道と調和した森林整備、企業との連携
 参加：「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ、東近江市森と水政策課
 牛尾（里山学研究センター）

〈内容〉

東近江市で進めている「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループで、地元産の木材の出荷、流通、利用について、東近江市近隣の現場の調査を行った。

(1) ①について

市立中野むくのき幼児園は、敷地面積57万 m^2 、工事費用約6億1200万円、鉄骨2階建て床面積約2800 m^2 、保育室12室、その他遊戯室給食室、会議室等を備えた東近江市最大の幼児施設として、平成30年3月16日に工事が完了し、今年度から運用が開始された。園児約280名、職員約50名の規模であるが、施設内は、国交省、滋賀県の補助金により琵琶湖材をふんだんに使った内装の木質化が図られている。

園児の木への親近性の醸成のみならず、保育環境への配慮が図られたこれからの児童教育施設の展望を持つものといえる。

ワーキンググループでは、幼児園に木を使った備品等の設置を検討することになる。



(2) ②について

- ・ヒアリング先：奥嶋健次氏（滋賀県木材流通センター有限責任事業組合〔LLC〕副代表）

組織は、平成28年に設立され、県内4森林組合からの出資により1400万円の出資金と8名の職務執行者、職員等からなる。

経緯として、滋賀県内の集約化事業の推進により、木材生産量の増加、間伐材の利用拡大を図るとともに、生産・流通両面での安定供給体制の整備が不可欠となってきた。滋賀県森林組合連合会は、平成24年に木材流通センター業務を開始したが、目標とする木材の集積が果たせず、赤字体制が続き、平成26年度には会員組合に半額増資を要請して一時的に資金確保が果たせたものの連合会の存続維持が危惧される状況となった。

そこで連合会理事会において緊急動議が提案され、運営諮問委員会を設置し協議の結果、滋賀中央、滋賀北部、びわこ東部、東近江永源寺の4森林組合が、土地購入と運営事業体に応募し、出資を引き受け「滋賀県木材流通センター有限責任事業組合〔LLC〕」というJ.V.を設立した。そして、平成29年9月に滋賀県森林組合連合会と業務委託契約を締結し、同時に、各組合が出材について責務を果たすべくペナルティーを含む出荷協定を結び、系統一丸となって木材

流通センターを中心とする県産材の集約販売に取り組んでいる。

事業としては、①受入業務として、搬入材の荷下ろし、ABCD材の仕分け、生産現場・山土場等への出材調査、②納材業務として、販売先の開拓、価格交渉、品質証明管理、クレーム対応など、③清算業務として、受入材の清算支払事務、納品先への請求事務、需要・供給・価格動向等の情報調査・提供などである。

新しい事業体による運営により、販売量は、平成24年度で、11,110m³、平成27年度で23,420m³、平成29年度で41,524m³、売上高は、平成24年11,022万円、平成27年度15,749万円、平成29年度35,763万円と増産を成し遂げている。

課題としては、原木生産量43,000m³は全国的に下から10番目であり、少量であるために取扱量の拡大と選別の目を持つ人材の育成が挙げられた。また、森林組合としては流通や販売業務が初めての経験であることから、今後の一層の経営合理化や戦略が求められると思われる。また、JVという一時的組合関係の問題点もあり、今後、県内の組合の統合も検討されているようであるが、統合によるメリット・デメリットの検証とともに、原木生産・流通に限定された現在の事業を、製材や加工、販売を含めた多角的な6次産業化的な展開も検討する必要があると思われる。この点では、市場のあり方についても検討が必要であろう。



(3) ③について

- ・ヒアリング先：嶋村寿雄氏（綿向生産森林組合・組合長理事）
：西村 聡氏（同・参事）

- (1) 滋賀県蒲生郡日野町の組合所有林は、日野川源流である綿向山を主峰とする付近一帯の山林である。日野町の森林面積は6,116ha（町内面積52%）であり、人工林率は27.6%と低く、とくに平地林のほとんどが天然林である。組合所有林はその中で約1172m²（人工林約50%、天然林約45%）である。

この山林は入会林であり、1616年に「鉄火裁判」で争われた歴史がある。その後明治22年に日野町、西大路村、鎌掛村の1町2村山林組合として発足し、スギ、ヒノキ（70%）、クヌギの人工創林が始まった。昭和30年に町村合併により財産区となり、昭和39年に綿向生産森林組合として発足し現在に至っている。

事業内容としては、林道12路線（約24km）、作業道16路線（約8km）、作業路48路線（約50km）、造林保育（過去3年間）は間伐中心に31.56m²、素材生産1,444m³、菌割山400ha、徳用林産物も出している。経営森林の特徴としては、吉野地方出身の指導者により4500～5000/haという密集した植林が行われ、現在はヒノキの80年生の長伐期林に誘導している。森林は、綿向山が初心者でも登りやすいため登山者が多く賑わっている。また天然記念物ホンシャクナゲの群生で県内外からの観光客でにぎわっている。

組合の組織は、組合員1495名、役員11名、職員3名、作業員2名が常駐している。

- (2) 組合では、県の「琵琶湖森林づくりパートナー協定」（企業との連携協定）に参加し、積水樹脂およびサントリーと協定を結び、森林保全活動を行っている。例えば、サントリーとは「水源涵養機能の確保」「生物多様性の向上」をめざし、組合では「木材生産機能の向上」「経済林としての整備」「治山機能の維持」を将来像に掲げ、方針の違いを超えて合意形成を図っている。このように、一方が他方の機能にとっても必要な事柄であることを認識して行っている。
- (3) 組合では、さらに、「森林管理認証（SGEC）（持続可能な森林経営）」の認証活動を行っている。これは、下記の制度枠組みである。

• SGEC認証制度（SGEC）（Sustainable Green Ecosystem Council）

SGEC認証制度の運営に当たっては、SGEC定款第3条でSGECの目的として規定する「我が国において、持続可能な森林経営を広く普及するとともに、そこで産出される木材等の有効な利用を推進し、森林整備水準の向上及び林業の活性化等を通して、循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資すること」の実現を目指すこととしている。

特に、今、世界は本格的な環境新時代を迎えおり、このような中で、今後、国内林業・木材産業の振興を図り、持続可能な森林経営を実現するためには、PEFCとの相互承認の下で、SGEC認証制度が国際認証制度として社会的認知度を高めるとともに、SGEC認証製品が国際認証商品としての地位を確保し、国内はもとより国際的な認証材供給ネットワーク（サプライ・チェーン）を構築することが必要である。

• PEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes）

汎欧州プロセス等の基準・指標に基づく各国独自の認証制度を認証する仕組。現在36の認証が加盟しそのうち31の認証制度が相互承認を取得。1999年設立。

* SGEC・HPより（<https://www.sgec-eco.org/>）

* <http://www.jafta.or.jp/>「日本森林技術協会システム SGEC森林認証制度の概要」参照

「緑の循環 7つの基準」（https://sgec-eco.org/swfu/d/Bessi2_SGEC_7standards_M.pdf）

この基準は、モントリオール・プロセスを基本に、日本の森林の自然的・社会的立地に即して、持続可能な森林経営を実現するための国際性を持った基準で、森林管理に関する環境、社会及び経済の分野を網羅した基準である。

基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

基準2 生物多様性の保全

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

基準6 社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与

基準7 モニタリングと情報公開

（注）モントリオール・プロセス地球サミット（1992開催）において採択された「アジェンダ21」を受けて、森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための科学的に信頼できる「基準・指標」として、日本を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12カ国が参加し、作成された国際的な取組の一つである。

「森林管理・運営の4原則」

(https://sgec-eco.org/swfu/d/Bessi3_4principles_management_and_operation.pdf)

SGEC認証制度の管理・運用に当たっては、以下の4原則を尊重し、森林の生物多様性、生産性、再生能力、活力及び生態学的、経済的、社会的な機能を現在及び将来にわたって果たす潜在能力を維持できる持続可能な森林管理の実現を基本に、関係団体及び関心を有するすべての団体の参加の下に、透明性が確保され、かつ十分な協議がなされなければならない。

- (1) 持続可能な森林の経営
- (2) 認証制度の信頼性
- (3) 認証制度の説明責任
- (4) 認証制度の適応性

組合では、滋賀県の働きかけなどにより、H28年からSGEC認証に向けた審査プロセスを経て、H29年に認証を受けた。認証に当たっては、上記の「緑の循環 7つの基準」および「森林管理・運営の4原則」の遵守と実際の認証審査、現地調査、5年毎の審査が必要である。

組合では、全組合所有林について、第三者認証として上記の国際認証であるSGECとPEFCを受け、持続可能な森林経営を行っていることを明確にするとともに、出荷する木材に明示している。

残念ながら、現在では原木認証に止まっており、末端消費者までゆきわたるグリーンコンシューマー制度が欠けていることで、直接的な価格の上昇は見られない。しかし、オリンピックをまじかにし、また様々な国際的なイベントや海外競争が予想される中、いち早くこの国際認証を受けることによって、将来的に知名度がゆきわたりブランド的な価値を保障するために取り組んだということであった。

綿向生産森林組合は、県内だけでなく全国的に有名な、良質な森林管理を行っている生産森林組合であり、こうした入会山から続く人のつながりやシステムが、今日の森林管理の先進的な対応を行うに至ったことは大変注目される。また、所有者不明地や管理放棄地はないということであり、県としても今般の森林経営管理法の枠組み外であるということであった。

今後、改めて本格的な調査を行いたいと考えている。

